

## 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成25年7月10日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 47

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名及び予定数量 栄養管理システム一式の交換購入

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による

(4) 履行期間 平成25年10月31日

(5) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室

(6) 入札方法 落札者の決定は、最低入札落札方式（総価）の入札であり、入札金額は、購入物品と国が交換に供する物品との差額金額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札説明会

なし

### 2 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条（以下、「予決令」という。）の規定に該当しない者であること。  
ただし、未成年者、被保佐人又は補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」の「その他」においてA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

### 3 契約条項等を示す場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

### 4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 古波蔵 博 0980-52-8311（内線8021）

(2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の場所にて交付する。また、当園ホームページ <http://www.hosp.go.jp/~airakuen/site/> から、入札に必要な書類をダウンロードによる取得も可能とする。

(3) 入札書の受領期限

電子入札の場合 平成25年7月30日 15時00分

紙入札の場合 平成25年7月30日 15時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成25年7月31日 13時30分

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子入札システムを利用する者においてはICカードを不正に使用した入札は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上。

【本件担当、連絡先】

住 所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担 当：事務部会計課補給係長 古波蔵 博

電 話：0980-52-8331

FAX：0980-52-8967

e-mail: kaikeikk@airakuen.hosp.go.jp

# 入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教

## 2 調達内容

- (1) 契約件名及び数量 栄養管理システムの交換購入一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書による
- (3) 履行期間 平成25年10月31日
- (4) 履行場所 国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室
- (6) 入札の方法

イ 落札者の決定は、最低入札落札方式（総価）の入札であり、入札金額は、購入物品と国が交換に供する物品との差額金額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

□ 入札者は、入札説明書等を熟読のうえ入札しなければならない。

この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

## 3 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

イ 予算決算及び会計令（以下、予決令という。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

□ 予決令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

- (イ) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ハ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (ア) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 平成25年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の販売」の「その他」においてA、B又はC等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。（ただし指名停止期間中にある者は除く。）

## 4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法

この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

イ 入札参加申込書

- (イ) 確認書（電子入札システムにより入札を行う者）
- (ロ) 紙入札方式参加願（紙入札方式により入札を行う者）

□ 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写

(2) 電子入札システムによる証明書等の送信方法

電子入札システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以上のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。

（自己解凍方式は不可）

- (4) ファイル容量が大きく電子入札システムにより証明書等を送信できない場合送信しようとするファイルの容量が電子入札システムの制限を超える（1MBを超えるファイル容量）場合は、電子入札システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「競争参加資格決定通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子入札システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5の(2)の担当者に手渡すこと。直接手渡すことが出来ない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による。提出をすることが出来る。この場合、事前に7の(2)にその旨を連絡すること。

※ 電子入札システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加出来ないのに注意すること。

5. 入札書及び関係資料等の提出期限等

(1) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先

厚生労働省電子入札システム <http://www.ebid.mhlw.go.jp>

問い合わせ先は、TEL 03-5437-0732(9:00～17:00土日祝祭日を除く。)

e-mail [helpdesk@ebid.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@ebid.mhlw.go.jp)

(2) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班補給係

電話0980-52-8331 内線8021

(3) 仕様書の内容等に関する照会先

上記(2)に同じ

(4) 応札仕様書の受領期限等

期限 平成25年7月25日 14時00分まで

様式 当園の示した「栄養管理システム仕様書」に準拠した様式に、各項目毎の右欄に「可能」「不可」「不可」に代わる代替案の提案を記入すること。

(5) 入札書の受領期限

イ 電子入札システムの受領期限

平成25年7月30日 15時00分まで

ロ 紙入札方式による入札書の受領期限

平成25年7月30日 15時00分まで

(6) 入札書の提出方法

イ 電子入札システムによる場合

- (イ) 入札書の様式は、電子入札システムによるものとする。
- (ロ) 当該入札に使用するICカードを限定するとともにその登録を行うため確認書を入札参加時に提出すること。  
なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、年間委任状を書面にて提出すること。  
当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。
- (ハ) 入札書の記載事項
  - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
  - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
  - c 入札書は、電子入札システムの入力画面上において作成するものとする。  
（電子認証書を取得している者であること。）
  - d その他必要な事項を記載するものとする。

ロ 紙による入札の場合

- (イ) 入札書の記載事項
  - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
  - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
  - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。
  - d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印）しなければならない。ただし、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。  
なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までには委任状を提出しなければならない。
  - e その他必要な事項を記載するものとする。

(ロ) 入札書の提出

- a 入札書は、入札書の受領期限までに原則直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送等することができる。
- b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。  
また、郵送等する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。
- c この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない

(7) 入札の無効

- イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
  - (イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札
  - (ロ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
  - (ハ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
  - (ニ) 金額を訂正した入札
  - (ホ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (ヘ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
  - (ト) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 入札時点において、当本部から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

(i) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札

ii) 5の(6)の口の(i)のcの誓約書を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは宣誓書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

□ 電子入札参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めない。

(8) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(9) 開札の日時及び場所

平成25年7月31日 13時30分  
沖縄県名護市字済井出1192番地  
国立療養所沖縄愛楽園管理棟2階会議室

(10) 開札

イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

□ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

ニ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

ホ 電子入札システム参加者の障害により電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う。

- ・天災
- ・広域・地域的停電
- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合  
(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

ヘ 電子入札ヘルプデスク又は発注者側の障害が発生した場合は、電子入札ヘルプデスクと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、復旧障害の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

ト 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。

チ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととする。電子入札者は、再度入札通知書を必ず確認すること。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。

なお、紙入札者が再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合など、開札日時を別途指定し負担行為担当官から連絡を行う。

8. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。

ア. 提出期限 平成25年7月25日15時00分まで  
(持参の場合は、12時から13時を除く)

イ. 提出場所 4(1)の場所

ウ. 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

(2)(1)の質問に対する回答は、平成25年7月26日15時00分までにFAXにより行う。

## 9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法最低価格落札方式とする。

イ 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ロ 落札者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする場合がある。

ハ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ニ 契約は、見積もった契約希望単価(消費税を含む)による単価契約とする

(4) 契約書の作成

イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

ロ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ハ 上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

ニ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件 仕様書及び契約書による

(6) 競争参加資格の確認のための書類

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。

ハ 一旦受理した書類は、返却しない。

ニ 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。

(8) 契約条項

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第条乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。  
2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- (9) その他については、契約書、仕様書による。

以上。

# 栄養管理システム特記仕様書

国立療養所沖縄愛楽園

平成25年7月

栄養管理システム			
1	業務全般		
1-1	パスワード、ユーザーIDにより職種権限を管理し、すべての業務に対し職務制限により、利用制限ができること		
1-2	既存看護支援システムとの情報連携すること。インターフェース構築に関する看護支援メーカーの費用も提案を含むこと。また、当分の医事会計システムとも接続すること		
1-3	各業務メニュー全て同一画面で患者カナ氏名や年齢・入院病棟からID検索が出来ること。曖昧検索可		
1-4	1台の端末で複数の管理業務区分の処理を同時に出来ること。(例：献立登録と患者情報登録を同時に行う)		
1-5	全ての操作をキーボードで行えること。		
1-6	すべての帳票に対し、プレビュー機能を有し、印刷・画面表示の選択ができること。プレビュー画面は見やすい画面であること。		
1-7	全帳票をエクセル出力が可能なること。容易に画面印刷が出来ること。		
1-8	帳票毎に用紙サイズ、出力装置の指定ができること。設定もできること。		
1-9	食札を含むシステムから出力される全ての帳票を病院指定の様式に変更できること。		
1-10	障害時対応としてリモートメンテナンス機能を有すること。マスター変更帳票変更時等にも利用する。但し、配線敷設は当院にて行うものとする。		
1-11	現在登録済みのマスターおよびデータがスムーズに移行でき、園職員の手を煩わせることなく、日常業務が可能なること。それぞれのマスターの新規更新が出来、簡単操作でできること(例：一覧、前後キー)		
1-12	栄養管理システム使用のマニュアルがあること。		
2	食数管理業務		
2-1	患者情報管理		
2-1-1	患者食事情報として、下記の情報の入力ができること。オーダシステム連携時には、下記の情報をオーダシステムから取り込み、参照ができること。食数管理、栄養管理等に反映できること。		
2-1-1-1	・登録・変更日および食区分(朝、昼、夕)		
2-1-1-2	・種別(入院、退院、開始、終了、変更、転棟、デイケア、絶食、欠食、外泊、帰院、再入院)		
2-1-1-3	・病棟、病室		
2-1-1-4	・食種(朝、昼、夕別)食種の新設ができること		
2-1-1-5	・主食(朝、昼、夕別)主食の新設ができること		
2-1-1-6	・主食量(朝、昼、夕別)主食量の新設ができること		
2-1-1-7	・性別、生年月日(年齢が表示されること)		
2-1-1-8	・身長、体重(食事情報とは別に履歴管理できること。また、BMI表示が行えること。)		
2-1-1-9	・禁止食品(1履歴に対して10種類以上登録できること)		
2-1-1-10	・コメント(1履歴に対して10種類以上登録ができ、数量および朝昼夕の食事区分の登録ができること)		
2-1-1-11	・特別食加算(朝、昼、夕別)		
2-1-1-12	・病名分類		
2-1-2	患者食事情報はすべて履歴管理できること。		
2-1-3	患者個人の食事箋情報は1画面で入力・照会ができること。		
2-1-4	患者情報入力参照画面内に患者食事情報の変更履歴(変更日、病棟、食種、主食、外泊、欠食等)を一覧で表示できること。		
2-1-5	患者食事情報は時系列形式で表示できること。その際、食種、主食等を切り替えて表示できること。		
2-1-6	外来透析やデイケアなど外来の患者を曜日別パターンを選択することで登録できること。		
2-1-7	術後オーダ等の計画食事の一括入力機能を有していること。		
2-1-8	患者情報入力画面より、個人別の特別メニュー情報の登録・確認画面を表示できること。		
2-1-9	食事内容の組み合わせで頻繁に使用するパターンについては、食種の入力のみで主食・主食量、付加食・コメント等の一括入力ができること。		
2-1-10	検査絶食や外泊・食待食等の期間が明確な場合は、再度前食(食種、主食、コメント、禁止項目等)の入力をせずとも、前食が継続されること。		
2-1-11	食事変更入力時には、特別指示コメントや禁止事項コメントは食種に依らず継続されること。		
2-1-12	食事情報の削除を行う事なく、全て保存可能な事。但し、データ量が増加しても、入力業務・帳票作成業務・各種処理において、レスポンスが悪化しない事。		
2-1-13	任意の条件(病棟・食種・主食・特別指示、誕生日等)による患者検索、印刷ができること。また条件を組み合わせた複合検索・印刷ができること。画面上、見易く、印刷も見易いこと。		
2-1-17	日時は元号改正に適應できること		
2-1-18	食種には、基準の栄養量、コメント等が設定されていること。又基準外にも設定できること。		
2-1-19	病棟が入力した食事情報を、栄養管理室でわかりやすい様式で印刷できること(食事箋)		
2-1-20	指定する食種を指定する期間、一覧表で表示、印刷できること(例えば、検査食の今後の予定が把握できるように)。またプリントには印刷日時が印字されること。		
2-1-21	患者検索時、必要な項目だけを印刷できること。		
2-1-22	セルフ食対象者の管理ができること(材料管理や食数管理業務に反映されること)		
2-2	特別メニュー(選択食)管理		
2-2-1	特別メニューに対応していること。		
2-2-2	特別メニュー実施日を登録できること。実施日を1月単位(複数回)を1枚の用紙で印刷できること。		
2-2-3	特別メニュー対象患者は、食種によって自動で抽出されること。また、患者個人を指定して任意に対象から外すこともできること。絶食から開始の場合、選択食履歴が保存されていること。		
2-2-4	病棟ごとに特別メニュー対象者を表示し、特別メニューの選択結果を入力できること。その際、該当患者の該当食の欄をクリックすることで入力できること。また患者食事情報入力画面から訂正入力等ができること。		
2-2-5	特別メニュー申込書にはバーコードが印字され、選択結果はハンディタイプのバーコードリーダーで読み取ることで登録ができること。ただしバーコードリーダーは本調達には含まないものとする。		
2-2-6	特別メニュー申込書は病棟順・部屋順に一括出力または病棟・患者IDを任意に指定して出力できること。任意の指定は設定できること。病棟、氏名、献立名、連続する通し番号が表示されていること。		
2-2-7	選択食は、患者情報入力画面でも入力、照会ができること。また一覧表を印刷できること。		
2-2-8	選択食入力後の集計時、コメント、禁止項目等に対応できること。例えば、A食は麺、B食は麺以外の時、麺禁のコメントを持つのにA食の麺を選択した場合、集計後自動的にB食で集計すること。このときB食となったID、氏名病棟を一覧表で画面、一覧表で印刷できること。このコメント対応は、複数のパターンがあるので、これに対応できること。		
2-3	食札		
2-3-1	食札には、氏名・病棟・病室・食種・主食・食形態・献立内容・禁止食品・コメント・フリーコメント・配食時等の記載ができること。		
2-3-2	食札への印字の必要がない禁止項目、コメント等は、印字されない登録ができること。		

栄養管理システム			
2-3-3	食礼は、全患者、または指定した日・食区分に変更のあった患者、または患者を指定して毎食分出力ができること。		
2-3-4	食礼は、前回出力時からの変更分の差分出力ができること。（仮締めから本締めまでの変更分）		
2-3-5	食礼は、食種・主食・主食量・コメント等で条件を指定し、カラー印刷ができること。		
2-3-6	食礼は、選択食献立時A食またはB食の食礼が印刷されること。様式変更に対応できること		
2-3-7	食礼は、片面印刷、裏表の両面印刷の指示が選択できること。 食礼は、ID指定の時、朝、昼、夕、まとめて印刷できること。		
2-3-8	ティスポ食礼として使用可能であり、食礼にはミシン目入りの用紙が使用できること。		
2-3-9	食礼用紙の様式（表示内容、用紙サイズ）等は変更できること。		
2-4	食数管理出力帳票		
2-4-1	食数管理業務では下記の帳票が病院指定様式で出力できること。		
2-4-1-1	・病棟別患者一覧		
2-4-1-2	・食事変更者一覧（入退院・欠食・外泊・コメント等の変更も対象とし、前回出力時からの変更分の差分出力ができること）		
2-4-1-3	・食礼		
2-4-1-4	・副食人員集計表（内訳として食形態別での集計もできること）		
2-4-1-5	・主食人員集計表（指定した病棟、食種範囲毎に人数が集計でき、洗米量が集計・表示・印刷できること。エクセル様式で出力できること。かつ一部は、指示範囲内の主食合計量が計算・表示されること。）		
2-4-1-6	・主食払出集計表（食数表から人数が登録できること。かつ設定された人数を加算できること。選択メニューの時は、別途集計ができること）		
2-4-1-7	・コメント集計表（各食毎、1日合計ごと、牛乳等も同様、数量、入所者リストが病棟毎にも対応できること）		
2-4-1-8	・指定したコメントが病棟別に集計され、エクセル様式で出力・印刷できること。		
2-4-1-9	・指定した病棟・主食区分のコメントがリスト形式で抽出でき1日前に印刷できること。		
2-4-1-10	・栄養管理日誌（食数が反映されること）		
2-4-1-11	・年齢構成表及び荷重平均栄養所要量		
2-4-1-12	・欠食者名簿		
2-4-1-13	・外泊者一覧表		
2-4-1-14	・選択食対象者一覧表		
2-4-1-15	・選択食別患者名簿		
2-4-1-16	・特別食加算該当者名簿		
2-4-1-17	・フリーコメント一覧表		
2-4-1-18	・食種別給食数		
2-4-1-19	・個人別給食台帳（患者食歴台帳）		
2-4-1-20	・月間（及び年間）食数集計表 毎食の食数表では欠食となるが、在園食数集計には集計されること		
2-4-1-21	・退院患者一覧表（期間指定できること）		
2-4-1-22	・栄養管理計画書		
2-4-2-1	各締切時間に、日次帳票（食礼、主食集計表等）を自動印刷することができること。		
2-4-2-2	各食ごとに、自動印刷する帳票を任意に設定でき、仮締め・本締め等の差分処理・全体処理の選択ができること。		
2-4-2-3	必要な帳票には全食（1回の動作で朝～夕まで出力する）印刷機能を付与できること。		
2-4-2-4	食種の新設、食種内容の変更、主食、コメント等の新設ができ、食数、献立、発注等必要なところに関連して作動できること。		
2-4-2-5	病棟への配膳方法が変更になったとき書式の変更ができること		
3	献立管理業務		
3-1	食品管理		
3-1-1	最新の日本食品標準成分表、市販食品成分表、JSD食品栄養成分表マスターの提出、またその内容の補充、修正、追加ができること。		
3-1-2	食品マスタには加工食品の内訳の食品を登録することができ、それが食品量表、栄養出納表等食品分類毎の集計に反映されること。		
3-1-3	食品マスタ登録画面では、呼び出し元コードと保存先コードを指定できること。また、食品コードの空番を表示でき、それを選択して保存先コードを指定することで複写が行えること。同一画面でできること。		
3-1-4	最新の日本食品標準成分表以外に、沖縄県産食品データや、沖縄県内流通食品データがあらかじめ登録されていること		
3-1-5	よく使用する食品をあらかじめ分類・登録でき、簡単に検索できること		
3-1-6	データがあらかじめ登録されていること		
3-2	料理管理		
3-2-1	料理マスタ登録画面では、呼び出し元コードと保存先コードを指定できること。また、料理コードの空番を表示でき、それを選択して保存先コードを指定することで複写が行えること。料理マスター内の食品コードも見ることができ、栄養成分量がみられること。		
3-2-2	料理マスタには料理名を2つ以上登録することができること。また、出力帳票に応じてそれぞれを使い分けることができること。		
3-2-3	沖縄料理が料理マスタに、あらかじめ登録されていること		
3-3	献立作成		
3-3-1	6回食対応していること。		
3-3-2	個人献立の登録ができること。		
3-3-3	代替献立の設定が容易に可能なこと。（例：魚禁の場合、肉系献立への代替等の禁止との間で関連づけができる）		
3-3-4	基本・予定・実施献立の登録ができること。		
3-3-5	献立作成は基本献立を作成し、実施献立に複写することで作成ができること。		
3-3-6	基本献立・実施献立が登録、変更、複写できること。（入力は簡単であること）		
3-3-7	献立作成画面では5種類以上の食種の献立を1画面に表示し、同時に編集ができること。（画面をスクロールをすることで30種類以上の食種の献立を表示、編集ができること）		
3-3-8	献立作成画面では特定の食種の5日間以上の献立を1画面に表示し、同時に編集が可能なこと。（画面をスクロールをすることで30日以上の食種の献立を表示、編集が可能なこと）		
3-3-9	食種を複数表示する献立作成画面では表示する食種のパターンを登録しておくことができ、パターンを選択することで自動的に読み込まれること。また、食種パターンは10種類以上登録できること。		

栄養管理システム			
3-3-10	献立作成画面では食種毎に優先して表示したい栄養成分を登録しておくことができ、編集している食種に設定されている栄養成分に自動で切り替えて表示できること。		
3-3-11	献立作成画面より新規料理の作成・登録が可能なこと。食種、日付指定期間内の1行目、2行目、または最終行の献立を一括変換できること。		
3-3-12	献立作成時には料理を検索して登録できること。検索はコード・カナ・食品群・料理別にできること		
3-3-13	料理検索は、料理群・調理形態・フリガナ、食品群それぞれを組み合わせて行うことができること。		
3-3-14	料理検索結果には、料理コード・料理名、フリガナが表示され、選択された料理の食品の内訳（食品コード・食品名・数量、栄養成分表）が表示されること。		
3-3-15	基本献立・実施献立どちらにも、食品毎に数量入力欄を2カ所有すること。その際、1つは、栄養価計算時に計算から除外されること。		
3-3-16	基本献立・実施献立どちらにも、食品毎に備考欄があり、調理指示等の記載が可能なこと。		
3-3-17	上記献立の価格、栄養量が1品・1食・1日・10日または15日・1ヶ月単位で算出できること。（1日の栄養量・価格が一画面で表示・出力できること）		
3-3-18	基本献立・実施献立の内容を1食品・1料理・1食・1日単位で1食種、または複数の食種に追加、変更、複写及び削除できること。		
3-3-19	食品・料理の追加、修正・削除・複写ができること。		
3-3-20	指定した期間内、指定設定した複数の食種に指定した食品が登録されているかチェックする機能を有すること。設定食種のパターンを複数持つことができること。		
3-3-21	指定した期間内に指定した料理と同じ料理群または調理形態の料理が登録されているかチェックする機能を有すること。		
3-3-22	指定した日の指定した料理がどの食種に登録されているかチェックする機能を有すること。		
3-3-23	行事食を一括管理し自由に変更、修正、削除ができること。		
3-3-24	1日毎に全献立の日別出力が可能であること。		
3-3-25	微量成分の栄養価が表示できること。		
3-3-26	献立入力画面では、指定した食種の基準の栄養量が示されること。		
3-3-27	指定した期間、指定した食種の連続、または異なる食種の日系列の献立が、画面表示、印刷できること。この食種のパターンは複数設定でき、容易に表示印刷できること。		
3-3-28	献立入力画面で、現在の画面を終了することなく、期間の前後の献立を見ることができること。		
3-3-29	献立作成画面で新規料理が直接入力できること。また、献立作成画面で任意選択した料理を料理マスタに追加登録できること		
3-4	献立管理出力帳票		
3-4-1	献立管理業務では下記の帳票が病院指定様式で出力できること。		
3-4-1-1	・食品マスター一覧		
3-4-1-2	・単価マスター一覧		
3-4-1-3	・加工品マスター一覧		
3-4-1-4	・料理マスター一覧		
3-4-1-5	・献立マスター一覧		
3-4-1-6	・食品成分一覧		
3-4-1-7	・アミノ酸、脂肪酸組成表		
3-4-1-8	・料理明細表		
3-4-1-9	・病棟配布用献立表（指定した食種の献立名が当園使用の様式でエクセル出力・印刷できること。また、プレビュー、印刷前の再編集が行なえること）		
3-4-1-10	・献立表（特別メニューに対応できること）		
3-4-1-11	・調理指示表（食数データの人数、発注時の予定人数どちらでも任意に使用できること。各食毎に料理名・食品名・1人量・総量・食種・料理名別の人員が記載されること）		
3-4-1-12	・仕込表（食材ごとに仕込表へ出力する・しないが登録でき、反映されること。）		
3-4-1-13	・糖尿交換表		
3-4-1-14	・腎臓交換表		
3-4-1-15	・栄養価計算表		
3-4-1-16	・検査簿（病棟管理・医学管理・栄養管理それぞれの様式で栄養成分量、価格も印字できるまたは印字しないを選択できること）		
3-4-1-17	・旬間、一月栄養量算定表		
3-4-1-18	・確定表		
3-4-1-19	・食品量表（1日から1か月まで任意に期間を指定して出力できること。基本献立、実施献立どちらでも出力できること）		
3-4-1-20	・類別栄養量表（1日から1か月まで任意に期間を指定して出力できること。基本献立、実施献立どちらでも出力できること）		
3-4-1-21	・食種構成表		
3-4-1-22	・荷重平均成分表（食種・範囲を指定して基本献立、実施献立どちらでも出力できること）		
3-4-1-23	決裁・調理室内の献立表を設定された食種のパターン毎に印刷できること。		
3-4-1-24	食種により、一人当たりの使用量と総使用量を印字された献立表を印刷できること		
3-4-1-25	1食種または設定された異なる複数の食種を期間印刷できること。		
4	材料管理業務		
4-1	発注管理		
4-1-1	発注書計算用の食数を月日別・食種別・各食毎に予定人数として登録できること。		
4-1-2	業者名を契約期間別（1日、10日または15日、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月）、別途指示する物品別に登録・変更ができること。		
4-1-3	システム上で入札業務が行われ、単価契約内訳書・見積比較表が作成できること。		
4-1-4	CSV等で入力された見積もりデータをシステムに自動取り込みすることができること。		
4-1-5	単価契約表が期間の設定により出力できること。		
4-1-6	給食材料・規格・納入業者・納入単価・発注量等の変更ができること。		
4-1-7	発注書は業者別・食種別（一般食、特別食）各食毎に作成し出力できること。		
4-1-8	納品処理は変更分の入力のみで処理できること。また、入力画面は発注書と同じ様式であること。		
4-1-9	給食単価の計算ができること。見積もり合わせの価格決定後、見積期間内の1人1日当たり食料費が算出されること。		
4-1-10	日別に月単位で在庫数量等が出力できること。		
4-1-11	購入（発注）管理の事務処理において、購入伺・供用請求書、受領命令書、供用簿等、病院指定書式の帳簿出力ができること。		
4-1-12	発注書には、小数点第3位まで表示ができること。		
4-1-13	納品処理は変更分の入力のみで処理可能であること。		

栄養管理システム			
4-1-14	受領命令書出力の際、1ヶ月分(前半・後半)の合計数量を業者別に出力できること。なお、単価は小数点第3位まで表示できること。		
4-1-15	在庫食品の入庫、払い出し情報(数量、金額等)の管理ができること。		
4-1-16	発注・材料管理業務で出力される全帳票について病院指定書式に変更できること。		
4-1-17	見積品目を分類できない場合、その食品をリストで見積もり集計後に印刷できること。		
4-2	材料管理出力帳票		
4-2-1	材料管理業務では下記の帳票が病院指定様式で出力できること。		
4-2-1-1	・見積書		
4-2-1-2	・見積比較表		
4-2-1-3	・契約品目内訳書		
4-2-1-4	・予定価格調査		
4-2-1-5	・即日消費食糧使用表		
4-2-1-6	・発注書(一般食・特食などの分類ごとの内訳も出力されること)		
4-2-1-7	・在庫食品使用予定表		
4-2-1-8	・検収記録簿(業者別、日付別の2種類出力できること)		
4-2-1-9	・食品購入表		
4-2-1-10	・物品供用書		
4-2-1-11	・購入伺書		
4-2-1-12	・受領命令書		
4-2-1-13	・仕入台帳		
4-2-1-14	・決議書作成のためのEXCEL展開ができること(指定期間内の食品納品日計表、業者別金額・総使用量等)		
5	栄養管理業務		
5-1	糖尿病、腎臓病食、食品交換表の入力ができ栄養価算出は食品成分表、食品交換表のどちらでもできること。		
5-2	年齢構成表、荷重平均栄養所要量、栄養出納表が出力できること。		
5-3	報告書(食品量表・栄養状況報告書・基準給食報告書等)が出力できること。		
5-4	喫食調査及び経口栄養量測定業務		
5-5	喫食率登録業務		
5-6	食数管理又は献立管理業務から個人別に日付を指定し、食品別喫食率の登録ができること。		
5-7	喫食率登録後、栄養計算ボタンを押すことで喫食後の栄養価計算ができること。		
5-8	喫食率登録画面では、個人別の禁忌対応用禁止料理及び付加食・主食が個人別に登録された情報を基に料理として表示されること。		
5-9	喫食率調査出力帳票		
5-10	個人別・日別の喫食率及び栄養価一覧表(選択肢での料理表示も可能なこと、また、全量喫食時の栄養価の表示もできること。)		
5-11	個人別・期間指定での喫食率及び栄養価一覧表(選択肢での料理表示も可能なこと、また、全量喫食時の栄養価の表示ができること。)		
	栄養管理計画書		
5-12	身長・体重・年齢・性別からBEE・BMI・IBW・必要水分量・必要たんぱく質量・補正BEEが自動計算され表示できること(当園指定の様式)		
5-13	輸液・経管栄養・補食等の入力・自動表示ができること(当園指定の様式)		
5-14	栄養食事指導の記録		
6	システムハードウェア、ソフトウェア		
6-1	メインサーバ装置本体に関して、以下の要件を満たすこと。		
6-1-1	メインサーバ装置の筐体は1台、あるいは2台のデスクトップ、またはタワー型、ラックマウント型サーバである事。		
6-1-2	CPUはインテル社製Core i5 2.3GHzのCPUまたはこれと同等以上の性能、機能を有すること。		
6-1-3	主メモリは物理容量8GB以上を有すること。		
6-1-4	内蔵ハードディスクは、RAID1構成で500GB以上またはこれと同等以上の性能を有すること。		
6-1-5	ネットワークは、10/100/1000MBおよびTCP/IP対応のネットワークインターフェイスを有すること。		
6-1-6	オペレーティングシステムはMicrosoft社製のWindows7(64bit)あるいはWindowsServer2003、RedHatEnterpriseLinuxAS相当以上の性能、機能を有すること		
6-1-7	栄養管理システムクライアント、5台と連携ができること		
6-1-8	オーダーシステムを既存の看護支援システム等20台前後のコンピュータと連携、インストール可能である事		
6-1-9	データのバックアップ体制が出来ていること。		
6-1-10	無停電電源装置に接続され、バックアップ対応時間は、5分以上であること。		
6-2	栄養管理システムクライアント用パーソナルコンピュータに関して、以下の要件を満たすこと。		
6-2-1	栄養管理システムクライアント用パーソナルコンピュータはノートPCを5台を栄養管理室に配置する事。		
6-2-2	CPUはインテル社製Core i5 2.3GHzのCPUまたはこれと同等以上の性能、機能を有すること。		
6-2-3	主メモリは、物理容量4GB以上を有すること。		
6-2-4	内蔵ハードディスクは230GB以上を有すること。		
6-2-5	モニタは17インチ以上、また解像度はXGA以上を有すること。		
6-2-6	ネットワークは、10/100/1000MBおよびTCP/IP対応の無線LANネットワークインターフェイスを有すること。		
6-2-7	オペレーティングシステムはMicrosoft社製のWindows7(64bit)相当以上の性能、機能を有すること。		
6-2-8	Microsoft社製のOfficeをインストールしていること。		
6-2-9	10キーを備える事		
6-3	プリンター装置に関して、以下の要件を満たすこと。		
6-3-1	A3サイズ対応カラーレーザープリンター1台を栄養管理室に配置する事		
6-3-2	両面印刷に対応している事		
6-3-3	ネットワーク印刷に対応している事		
6-3-4	用紙トレイを2段備える事		
7	交換購入により引き渡す物品の詳細		
7-1	取得年月日・取得価格・システム内訳		
7-1-1	平成16年6月17日		
7-1-2	7,665,000円		
7-1-3	栄養・給食管理ソフト一式		
7-1-4	システム用PCサーバ1台		

栄養管理システム			
7-1-5	無停電装置 1台		
7-1-6	システム用クライアントPC 2台		
7-1-7	液晶カラーディスプレイ 3台		
7-1-8	カラーレーザープリンター 1台		
7-1-9	モノクロレーザープリンター 1台		
7-2	バージョンアップ時期・価格改定の価格		
7-2-1	平成19年3月23日		
7-2-2	735,000円		

## 物品交換契約書（案）

1・交換による取得物品の種別等

別紙のとおり

2・交換による引渡物品の種別等

別紙のとおり

3契約金額（交換差金）

金 円

（内消費税及び地方消費税額 金 円）

4 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に5%を乗じて得た額である。

上記物品の交換について、支出負担行為担当官国立療養所沖繩園事務部長 内田 雅教（以下「甲」という。）と〇〇会社 〇〇 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記条項により契約を締結する。

### 記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、甲が示した仕様書に基づいた物品を納入し、甲は甲の所有物である物品を乙に引き渡し、上記の交換差金を乙に支払うものである。

（費用の負担）

第3条 乙の納入に要する費用、回送及び引渡しに要する費用、検査及び引渡しのための変質、変形、消耗、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。

（検査）

第4条 乙が納入する物品の引渡しは、甲が合格品と認め検査を終了したときに終るものとする。

2 引渡前に生じた物品の亡失、棄損等はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失に因った場合はこの限りでない。

3 納入物品の検査の結果、合格しないときは乙は直ちに当該物品を引取りその代品を甲の指定した日時までに納入するものとする。

4 前項の代品を納入する場合には本契約の諸条項を準用する。

（引き渡す物品の瑕疵）

第5条 甲より乙に引渡す物品は、乙が納入する物品の検査終了後評価当時の現状有姿のまま引渡場所において引渡すものとし、乙は直ちにこれを検査のうえ引取るものとする。

2 前項の交換が終了した後において、甲の交換物品に瑕疵を発見しても乙は異議を申し立てないものとする。

(瑕疵による損害賠償)

第6条 乙は納入物品引渡しの日から1年以内に、その物品に隠れた瑕疵のあることが発見されたときは、甲の請求により他の良品と引き換え、若しくは修理をし、又はその瑕疵によって生じた損害を賠償するものとする。

(履行期限及び場所)

第7条 この契約の履行期限及び場所は次のとおりとする。

履行期限 平成25年10月31日

履行場所 国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室

(契約保証金)

第8条 この契約の保証金は、免除する。

(検査)

第9条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提示してその旨を甲に届け出るものとし、甲は、遅滞なく検査を行うものとする。

2 前項の検査には、乙も立ち会わなければならない。ただし、乙が立ち会わないときは甲は単独に検査を執行しその結果を乙に通告するものとする。

3 前項ただし書きの場合において、甲が通知したにもかかわらず立ち会わないときは、甲の検査の結果に対し乙は不服を述べるできない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、前条の業務の検査終了後、第3条第1項の規定により支払請求書を作成し、毎月の対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第11条 甲は、乙が第5条の期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第9条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第20条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認められた金額を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第14条 乙が第25条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第15条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。  
(費用負担)

第16条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第17条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第18条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第19条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の無償延期)

第20条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面

により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第23条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

第24条 次の各号の一に該当する場合は、甲乙間で協議のうえ、本契約を解除できるものとする。

(1)乙又はその代理人が本契約条項に違反したとき

(2)甲が、解約を申し出、乙がこれを承認したとき

(3)乙が、解約を申し出、甲がこれを承認したとき

(4)天災その他やむを得ない事由により本契約を履行することが出来なくなったとき

2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第25条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第26条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負(契約)金額の100分の10に相当する額のほか、請負(契約)金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第6項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると

き

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき  
(行為要件に基づく契約解除)

第28条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第29条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第30条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第31条 甲は、第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第27条、第28条及び第30条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

第33条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地  
支出負担行為担当官  
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教

乙  
〇〇会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

別紙

1. 交換による取得物品の種別等(甲が乙より取得する物品)

科目	システム名	購入年月	メーカー・規格等	数量	金額	納品場所	備考
入所者療養諸費	栄養管理システム			1式	0円	国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室	
小計					0円		
消費税及び地方消費税					0円		
合計					0円		

2. 交換による取得自動車の種別等(甲が乙に引き渡す物品)

科目	用途	購入年月	メーカー・規格等	数量	金額	引渡場所	備考
入所者療養諸費	栄養管理システム	平成16年6月	丸善システムサービス	1台	0円	国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室	
小計					金0円		
消費税及び地方消費税					0円		
合計					0円		

(別紙1)の記入例(代表者自ら参加する場合。)

## 入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

## 入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙2)の記入例(支店長が参加する場合。)

### 入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

代理人

○○○○株式会社△△△支店

支店長 ○○○○

印

支店長の印  
を押印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

## 入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙3)の記入例(本社の社員が代表者に代わって参加する場合。)

## 入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 ※ 押印はいらない

代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

印

入札に参加  
する者の印  
を押印

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙4)の記入例(支店の社員が代表者及び支店長に代わって参加する場合。)

### 入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ ※ 押印はいらない

○○○○株式会社△△△支店

支店長 ○○○○ ※ 押印はいらない

復代理人

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

印

入札に参加  
する者の印  
を押印

※ 委任状は、別紙6及び7の様式を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

1. 品 名 栄養管理システム

2. 数 量 1 式

3. 金 額

入札金額(①-②の金額)	円(A-B)
①購入物品の金額	円(A)
②売払物品の金額	円(B)

入札説明書及び契約書並びに仕様書等を熟知のうえ、上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別紙5) の記入例

# 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の  
印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

## 記

受任者（代理人）

住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関する事
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
4. 契約代金の請求及び受領に関する事
5. 復代理人の選任に関する事
6. その他上記に付随する一切の事

委任期間は通常は年間（年度）委任である。  
（入札期間だけの場合もあり得る。）

委任期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長の印鑑

※ 入札書は、様式2を提出する。

(別紙5)

## 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

- 委任事項
1. 入札及び契約の締結に関すること
  2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
  3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
  4. 契約代金の請求及び受領に関すること
  5. 復代理人の選任に関すること
  6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

## 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社  
代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印鑑  
を押印す  
る。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 □ □ □ □  
氏名 ○○○○株式会社  
△ △ △ △

入札に参加する  
人の名前

委任事項 「栄養管理システム一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する人の  
印鑑

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

## 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 「栄養管理システム一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日

受任者使用印

受任者使用印

(別紙7)の記入例

# 委任状

復代理人(入札に参加する人)

「栄養管理システム一式」

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

## 記

委任事項 「栄養管理システム一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人の印  
(入札に参加する人)

平成 年 月 日

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長△ △ △ △ 印

復代理人が所属する支店長の印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

- ※ 別紙5の委任状も提出する。
- ※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

## 委 任 状

私は、  
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「栄養管理システム一式」の入札に関する下記の権限を委任します。

(競争参加者)

### 記

委任事項 「栄養管理システム一式」の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

(別 紙 8)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 内田 雅教 殿

住 所  
商 号  
代表者氏名

### 電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

#### 記

1 入札件名

栄養管理システム一式の入札

2 電子入札システムでの参加ができない理由

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日  
住所（又は所在地）  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。